

# 令和 7 年第 3 回定例会

( 初 日 )

令和 7 年 9 月 2 日

## 令和7年第3回平川市議会定例会会議録（第1号）

### ○議事日程（第1号）令和7年9月2日（火）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 弘前地区消防事務組合議会議員の選挙
- 第5 議員提出議案第3号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について
- 第6 議員派遣第1号 議員の派遣について  
議員派遣第2号 議員の派遣について
- 第7 議案上程及び提案理由説明
- 第8 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第9 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 議案第81号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第82号 平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第83号 平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第84号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案  
議案第85号 平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議案第86号 平川市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議案第87号 平川市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例案  
議案第88号 平川市図書交流施設条例案  
議案第89号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について  
議案第90号 令和7年度平川市一般会計補正予算（第2号）案  
議案第91号 令和7年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案  
議案第92号 令和7年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案  
議案第93号 令和7年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案  
議案第94号 令和7年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案  
議案第95号 令和7年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計補正予算（第1号）案  
議案第96号 令和7年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案

- 議案第 97 号 令和 7 年度平川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第11 議案第 98 号 令和 6 年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 令和 6 年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 令和 6 年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 令和 6 年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 令和 6 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103 号 令和 6 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 令和 6 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 105 号 令和 6 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 106 号 令和 6 年度平川市尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 令和 6 年度平川市新屋財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 令和 6 年度平川市町居財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 令和 6 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 令和 6 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 令和 6 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 令和 6 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 令和 6 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 114 号 令和 6 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 115 号 令和 6 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 令和 6 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 117 号 令和 6 年度平川市吹上・高畠財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 118 号 令和 6 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 119 号 令和 6 年度平川市碇ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について

第12 報告第 10 号 令和 6 年度平川市健全化判断比率について

報告第 11 号 令和 6 年度平川市資金不足比率について

報告第 12 号 令和 6 年度平川市一般会計継続費精算報告書について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（16名）

1番 水木悟志  
2番 葛西厚平  
3番 小野誠  
4番 北山弘光  
5番 葛西勇人  
6番 山谷洋朗  
7番 中畠一二美  
8番 石田昭弘  
9番 石田隆芳  
10番 工藤秀一  
11番 福士稔  
12番 佐藤保  
13番 原田淳  
14番 桑田公憲  
15番 齋藤剛  
16番 齋藤律子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	長尾忠行
副市長	古川洋文
教育長	須々田孝聖
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会长	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬一俊
財政部長	一戸昭彦
市民生活部長	小野生子
健康福祉部長	佐藤崇

經濟部長	田中 純
建設部長	中江 貴之
教育委員會事務局長	工藤 伸吾
平川診療所事務長	齋藤 恒一
会計管理者	古川 聰子
農業委員會事務局長	中畠 高穂
選舉管理委員會事務局長	齋藤 篤也
監查委員事務局長	長濱 貴弘

○出席事務局職員

事務局長	今井 匡己
總務議事係長	柴田 真紀
主査	佐藤 吏

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛にお願いします。本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影することを、また、議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

本日は、来年、青森県で開催される予定の第80回国民スポーツ大会青の煌めきあおもり国スポを市全体で盛り上げていくことを目的として、国スポPRポロシャツを議員及び理事者全員が着用しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第3回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、福士 稔議員及び12番、佐藤 保議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議したところ、配付した会期日程表（案）のとおり、会期は本日から9月19日までの18日間に決定されました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年8月2日、平川市議会議員原田 淳議員から弘前地区消防事務組合議会議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により同日付けで許可されたことを報告します。

次に、令和7年第2回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された申し合わせ事項、陳情第3号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書、市長より提出された議案第80号から議案第119号及び報告第10号から報告第12号の計43件、監査委員より提出された令和7年4月分から6月分までの例月出納検査報告書、財政援助団体等監査の結果報告について、普通財産随時監査の結果報告について、令和6年度平川市一般会計・特別会計・財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平川市公営企業会計決算審査意見書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書の提出がありました。そのほか、市長より令和6年度主要施策成果説明書の提出がありました。

全てタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、弘前地区消防事務組合議会議員の選挙を議題とします。

原田 淳議員の同議会議員の辞職に伴い欠員が生じたため、補欠選挙を行います。

お諮りします。

弘前地区消防事務組合議会議員1名の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

弘前地区消防事務組合議会議員に、佐藤 保議員を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤 保議員が、弘前地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、弘前地区消防事務組合議会議員に当選されました佐藤 保議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知します。

日程第5、議員提出議案に入ります。

本日、議会運営委員会委員長より議員提出議案第3号が提出されました。

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

議員提出議案第3号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出についてを議題とし、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、登壇願います。

(議会運営委員会委員長登壇)

○議会運営委員会委員長（福士 稔議員） 議員提出議案第3号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

国道454号は、大鰐町から本市小国地区に至り、さらに国道102号との重複区間があり、大部分が山岳地域の一般国道で、観光ルートとして、また災害時の避難路として、非常に重要な役割を担っています。

しかしながら、この路線は特別豪雪地帯に位置しており、毎年4か月余り、冬期閉鎖され、物流や観光、災害時の避難などの面でマイナス要因となっております。

そのため、本区間のトンネル整備は、周辺自治体及び住民の切実な願いとなつており、青森県、秋田県両知事に、トンネル建設が早期に実現できるよう強く要望するため、意

見書を提出するものであります。

議員の皆様におかれましては、議員提出議案第3号に御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

令和7年9月2日、議会運営委員会委員長、福士 稔。

(議会運営委員会委員長降壇)

○議長（石田隆芳議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議員提出議案第3号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について、反対の立場から討論します。

平成の時代から青森・秋田、両県へ要望してきた西十和田トンネルは、当該改良区間の大部分が十和田八幡平国立公園に位置しており、環境破壊や自然保護の観点から考察が必要であること。また、気象庁の常時観測火山である十和田火山を含む十和田湖地域の地質は、高度な技術と莫大な建設費、事業費を要することなど懸念されています。

このようなことなどから、見直しを検討する必要がある事業と考え、西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について、反対をします。

○議長（石田隆芳議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

議員提出議案第3号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 今の議事進行ですが、反対討論がある場合は、ちゃんと賛成と反対を問うべきではないでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（石田隆芳議員） 賛成多数です。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第167条に基づき提出された、議員派遣第1号及び議員派遣第2号の2件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

お諮りします。

議員派遣第1号及び議員派遣第2号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号及び議員派遣第2号については、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任されたいと思います。

日程第7、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第80号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第12号令和6年度平川市一般会計継続費清算報告書についてまでの43件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長（長尾忠行） おはようございます。

本日、令和7年第3回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

初めに、教育分野についてであります。

今年度も、子供たちのスポーツ活動が活発に行われており、小学生バドミントンや、野球、ソフトボール競技において、全国大会出場を果たす活躍が見られました。また、8月にアメリカ合衆国で開催された、ソフトボールの世界大会であるリトルリーグ・ソフトボール2025ワールドシリーズに、平賀西中学校1年の福井さんが出場いたしました。各大陸の代表チームと競い、6位入賞の輝かしい成績を残したところであります。今後ともスポーツ環境の充実に努めながら、元気な平川市を築いてまいりたいと考えております。

次に、観光分野についてであります。

8月2日、3日の平川ねぷたまつりと8月14日の平川あとの祭りでは、合わせて延べ9万8,000人が観覧に訪れ、平川ねぷたを思う存分楽しんでいただいたものと思思います。観客の皆様によるSNSへの投稿のほか、テレビやラジオにも取り上げられ、各ね

ふた団体のおはやしや掛け声が話題になるなど、平川ねふたの人気の高さを改めて実感したところであります。

7月から8月にかけて開催された蓮の花まつりでは、鏡ヶ池一面に咲く和蓮を見ながら、猿賀公園を散策する姿が多く見られました。また、平川サガリなど肉をテーマにした出店市やアーティストによるライブなど、祭り期間中は多くの催物が開催され、にぎわいを見せておりました。

先日の8月30日、31日の2日間にわたり開催されたひらかわフェスタでは、今が旬の津軽の桃をはじめ、市内外の事業者の農作物、加工品等の販売やステージイベントも盛況であり、市民の皆様をはじめ、関係各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

次に、7月26日は、当市で初となるごみの種類と量によりチームで得点を競うSPORT GOMI大会 in 平川を開催いたしました。この大会は、昨年度の平川市子ども議会において、小学生から提案いただいたことをきっかけとして誘致したものであります。遠方から多くの方に御参加いただき、仲間と一緒に夢中になりながらごみ拾いに汗を流し、21チームで合計29キログラムのごみを回収いたしました。御参加いただいた皆様並びに関係者の皆様には、心より感謝を申し上げるとともに、今後も住み続けたいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、なお一層の御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思います。

議案第80号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の小山内宏子氏の任期が令和7年12月31日をもって満了となりますので、再任について意見を求め、推薦するものであります。

議案第81号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を改定するものであります。

議案第82号平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、妊娠・出産時や育児期における職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るものであります。

議案第83号平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るほか、その他所要の改正を行うものであります。

議案第84号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案については、固定資産税の課税免除等に係る規定を見直しするほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第85号平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第86号平川市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るものであります。

議案第87号平川市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例案については、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた工事事業者等が工事を行うことができるようとするほか、その他所要の改正を行うものであります。

議案第88号平川市図書交流施設条例案については、平川市図書交流施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第89号黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継については、同組合の解散に伴い、地方自治法第290条及び同組合規約第12条の規定により、同組合の財産処分及び事務の承継について、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号令和7年度平川市一般会計補正予算（第2号）案については、歳入歳出それぞれ2,345万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ218億8,745万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容としては、平川市やすらぎ聖苑及び平川市碇ヶ関斎場など2件の指定管理と、平川市長期総合プラン等策定支援業務など4件の業務について、債務負担行為を追加しました。

続いて、歳入の主なものでありますが、11款地方交付税では、普通交付税の交付額決定により、1億2,069万6,000円を追加しております。

15款国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,758万8,000円を新規計上しました。

19款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金1億2,907万1,000円、合併振興基金繰入金9,650万円を減額しております。

22款市債では、尾上分庁舎改修事業9,650万円を追加しております。

一方、歳出でありますが、4月人事異動等に伴う職員人件費の調整分として、総額2,657万円を減額しております。

そのほか、主なものとしまして、3款民生費では、児童福祉総務費に、令和6年度事業の実績精算に伴い国県支出金等返還金496万6,000円を新規計上しております。

4款衛生費では、令和8年1月から使用開始となる共通指定ごみ袋を、全世帯へ配布するための事業費として1,758万8,000円を新規計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

議案第91号令和7年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ107万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,817万9,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整のほか、電算システム管理等委託料及びこれに係る国庫補助金を追加するものであります。

議案第92号令和7年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ3,195万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億7,285万円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整のほか、前年度介護給付費負担金等の精算に伴い、国県支出金等返還金を新規計上するものであります。

議案第93号令和7年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ267万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,577万

8,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整のほか、電算システム管理等委託料及びこれに係る国庫補助金を追加するものであります。

議案第94号令和7年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,874万2,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整のほか、電算システム管理等委託料及び帯状疱疹ワクチン定期接種化に伴い、医薬材料費を追加するものであります。

議案第95号令和7年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ624万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,124万2,000円とするものであります。補正の内容は、温泉設備の修繕のため工事費等を追加するものであります。

議案第96号令和7年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案については、収益的収入46万8,000円を追加し、支出を615万1,000円減額。また、資本的支出のうち建設改良費656万7,000円を追加するものであります。補正の内容は、人件費の調整、児童手当分の他会計補助金の追加及び新屋栄館橋の水管橋更新に伴う測量設計業務委託料を追加するものであります。

議案第97号令和7年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案については、収益的支出965万8,000円を減額し、資本的収入1,345万円、支出1,348万8,000円をそれぞれ追加するものであります。補正の内容は、人件費の調整、污水ます設置工事に係る企業債と建設改良費の追加及び10年の借入れで予定していた令和6年度企業債を、5年で借入れしたことによる企業債元金償還金の不足に伴い、出資金と企業債償還金を追加するものであります。

議案第98号令和6年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第103号令和6年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第98号令和6年度平川市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額247億846万6,000円に対し歳入決算額235億8,405万1,000円、歳出決算額230億6,733万1,000円で、歳入歳出差引額は5億1,672万円となりました。翌年度への繰越財源が1億1,582万5,000円であることから、これを差し引き、実質収支額は4億89万5,000円となります。地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち、4億円を財政調整基金に積立てし、残額の89万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第99号令和6年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額38億487万円に対し歳入決算額36億5,655万2,000円、歳出決算額36億3,004万5,000円で、歳入歳出差引額2,650万7,000円が実質収支額となります。地方自治法の規定により、実質収支額のうち、2,600万円を国民健康保険財政調整基金に積立てし、残額の50万7,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第100号令和6年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額43億7,720万2,000円に対し歳入決算額42億8,400万円、歳出決算額42億2,791万6,000円で、歳入歳出差引額5,608万4,000円が実質収支額となります。地方自治法の規

定により、実質収支額のうち、5,600万円を介護保険財政調整基金に積立てし、残額の8万4,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第101号令和6年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額4億3,077万9,000円に対し歳入決算額4億2,526万4,000円、歳出決算額4億1,221万4,000円で、歳入歳出差引額1,305万円が実質収支額となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第102号令和6年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額2億5,496万7,000円に対し歳入歳出決算額が2億4,599万6,000円となり、実質収支額はゼロ円となっております。

議案第103号令和6年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額1,320万円に対し歳入決算額1,209万4,000円、歳出決算額978万2,000円で、歳入歳出差引額231万2,000円が実質収支額となります。地方自治法の規定により、実質収支額のうち、230万4,000円を尾上地区住宅団地温泉管理基金に積立てし、残額の8,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第104号令和6年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、令和6年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金8,134万円を自己資本金に組入れるものとし、併せて令和6年度本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものであります。まず、収益的収入及び支出では、事業収益が6億2,007万円、事業費用が4億3,718万2,000円となり、税抜き額として1億6,568万円が当年度純利益となっております。次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の1,390万9,000円に対し、支出が6億3,829万1,000円となり、不足する6億2,438万2,000円は、建設改良積立金等で補填しております。

議案第105号令和6年度平川市下水道事業会計決算認定については、まず、収益的収入及び支出では、事業収益が10億3,853万7,000円、事業費用が9億7,630万6,000円となり、税抜き額として5,057万2,000円が当年度純利益となっております。次に、資本的収入及び支出におきましては、収入が3億75万円に対し、支出が6億4,419万4,000円となり、不足する3億4,344万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

議案第106号から議案第119号までの令和6年度各財産区一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上が、令和6年度の各会計の歳入歳出決算認定の概要であります。

報告第10号令和6年度平川市健全化判断比率については、各指標の算定基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第11号令和6年度平川市資金不足比率については、令和6年度の公営企業の決算により、資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第12号令和6年度平川市一般会計継続費精算報告書については、令和4年度から進めてまいりました金田小学校改築事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要ですが、細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御同意を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長（石田隆芳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第8、決算特別委員会の設置及び委員長、副委員長の選任を議題とします。

本定例会に令和6年度の各会計の決算認定案件が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、16人で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、16人の全議員を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法についてお諮りします。

会議規則第126条第5項の規定により、この場で議長より委員長、副委員長を指名推薦することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長より指名推薦することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長に14番、桑田公憲委員、副委員長に1番、水木悟志委員を指名推薦します。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

決算特別委員会の委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。

初めに、桑田公憲委員長、登壇願います。

(桑田公憲決算特別委員会委員長登壇)

○決算特別委員会委員長（桑田公憲議員） ただいま決算特別委員会が設置され、議長より委員長に御指名いただきました、桑田公憲でございます。

御承知のとおり、決算審査は議会が承認した予算について、適切に予算執行がされた

のかどうか、議会における予算審議の趣旨が生かされたのかどうか、また、その結果について審査する極めて重要な委員会でございます。

委員各位には慎重なる審査と、理事者におかれましては明快な答弁をお願いいたします。

限られた審査期間ですので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位の御理解と御協力をお願いいたします。就任の挨拶とさせていただきます。

(桑田公憲決算特別委員会委員長降壇)

○議長（石田隆芳議員） 次に、水木悟志副委員長、登壇願います。

(水木悟志決算特別委員会副委員長登壇)

○決算特別委員会副委員長（水木悟志議員） ただいま決算特別委員会の副委員長に御指名いただきました、水木悟志でございます。

微力ではございますが、委員長を補佐し、円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが副委員長就任の挨拶とさせていただきます。

(水木悟志決算特別委員会副委員長降壇)

○議長（石田隆芳議員） 日程第9、人事案件に入ります。

議案第80号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに審議することに決定しました。

議案第80号は人事案件につき、8月26日に開催された議会運営委員会において質疑、討論を省略し、直ちに採決することと申合せされました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

議案第80号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第80号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、同意することに決定しました。

日程第10、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）について、タブレットに掲載しておりますので御参照願います。

議案第81号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第97号令和7年度平川市下水

道事業会計補正予算(第1号)案までの17件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第81号から議案第97号までの17件を委員会付託一覧表(案)のとおり、所管する常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの17件は、委員会付託一覧表(案)のとおり、所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11、議案第98号から議案第119号までの22件は、令和6年度各会計の決算案件であります。

お諮りします。

議案第98号から議案第119号までの22件を、さきに設置された決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの22件は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第12、報告案件に入ります。

報告第10号令和6年度平川市健全化判断比率について、報告第11号令和6年度平川市資金不足比率について、報告第12号令和6年度平川市一般会計継続費精算報告書についての3件を一括議題とします。

報告内容については、さきほど市長から説明がありましたので、報告第10号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第11号は同法第22条第1項、報告第12号は地方自治法施行令第145条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りします。

3日、4日は議案熟考のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、3日、4日は本会議を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、5日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時05分 散会